

4月から 入院時の高額療養費制度が 変わります(70歳未満)

平成19年4月から、70歳未満の方が入院した際の、医療機関での窓口負担が、限度額適用認定証^①を提示することにより、自己負担限度額までとなります。(70歳以上の方は平成14年度からすでに実施しています)

平成19年3月までは、医療機関の窓口で医療費の自己負担分(原則医療費の3割)を全額支払い、あとから申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されていきました。この一時的に高額な費用を立て替えて払う負担が軽減されます。

「限度額適用認定証」の 交付を受けてください

医療費の自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。医療機関の窓口でその区分を明らかにするために、限度額適用認定証^①が必要になります。そのため、入院する場合は、忘れずに市役所国保年金係に申請し、限度額適用認定証の交

付を受けてください。

ただし、国民健康保険税の滞納がある方については交付できない場合もありますので、事前に税務課収納係へご相談ください。

申請に必要なもの
保険証、印かん

認定証は申請日の属する月の初日から適用となります。例えば4月中に申請した場合は4月1日の入院から適用となります。

注意 国民健康保険以外の方は、加入している健康保険へお問合せください。

「限度額適用認定証」の 減額対象外

高額療養費は診療月別、病院別、診療科別、入院外来別、受診者別に計算されます。同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上の医療費負担が複数ある場合は、世帯で合算した負担額が自己負担限度額(下記表)を超えた分を申請により高額療養費としてお



4月22日は、下田市議会選挙が行われます。この選挙は、今後の市の方向を決める重要な選挙です。

大切な一票を無駄にすることなく、候補者の施策や考えを良く聞き、義理や人情にとらわれない、明るい選挙を推進し、これからの市政を託す人を選びましょう。

投票ができる人

昭和62年4月23日までに生まれた人で、平成19年1月14日までに転入届を提出し、引き続き3ヶ月以上下田市の住民基本台帳に記録されている人。投票日前日までに転出した人は、投票できません。

投票入場券(はがき)

今回より投票入場券が個人票から世帯票に変わります。1枚のはがきに4人分の入場券が印刷されていますので、自分のものを切り取り投票所へお持ちください。投票入場券は、4月16日頃に郵送します。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所へお越しください。

車椅子で投票所にお出かけの方は、投票所の入り口で係員に申し出てください。

期日前投票は 投票日の前日まで

投票日に、仕事、旅行、入院などで投票できない方のほか、自営業の方やレジャーなどの私用で投票所に行けない方も、期日前投票ができます。

期間 4月16日(月)～4月21日(土)

時間

午前8時30分～午後8時まで(土、日を問わず)
会場 市役所市民課ロビー
持参するもの 投票入場券
投票所入場券(はがき)がまだ届いていない場合は、必要

返します。ただし、食事代、保険診療外の診察、検診及び差額室料などは対象とはなりません。

高額療養費支給対象となる世帯には、国民健康保険高額療養費の申請書を診療月の2ヶ月後にお送りしています。

区分	自己負担限度額(月額)		入院時医療機関窓口に表示するもの
	支給が3回目(2)まで	4回目(2)以降	
上位所得者(1)	150,000円+(医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%)	83,400円	保険証 限度額適用認定証
一般	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%)	44,000円	保険証 限度額適用認定証
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	保険証 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

(1)基礎控除後の所得が世帯の合計で670万円超えの世帯に属する人
(2)過去12ヶ月間の同一病院での高額療養費該当回数

問合せ先
健康増進課国保年金係
☎223922
国保税納付については
税務課収納係
☎22218

ありません。また、投票入場券をお忘れの場合でも、投票できます。

郵便による 不在者投票ができる人

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている有権者等で別表に該当する人は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受け、4月18日までに投票用紙を請求し、投票することが出来ます。

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、または移動機能の障害 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または2級 1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が、「要介護5」の方 上記に変わるべき証明書(知事が発行する証明書)のある方	
その他		

*選挙公報は、新聞折込で配布しますが、市役所・郵便局・文化会館等にも用意します。未購読の方は連絡ください。問合せ先
選挙管理委員会事務局
(市民課内) ☎22215

平成19年度各種健(検)診の 申込みがはじまります

健康増進課では、平成19年度各種健(検)診の申込みを受けています。

市の健(検)診以外に健(検)診を受ける予定のない方は、この機会にぜひ受診してください。

昨年度受診された方には、受診券を郵送いたします。(子宮、乳がんについては2年に1回)発送時期は、各健(検)

健(検)診名	対象年齢	検診間隔	料金	実施月(予定)
基本健診	H20年4月1日現在		1,500円	6・7月
大腸がん検診			500円	
肺がん検診	40歳以上	毎年1回	(胸部線) 無料 (喀痰検査) 700円	9月
肝炎ウイルス検査	40歳又は未受診者	対象年齢時に1回	800円	
胃がん検診(胃部線検査)	35歳以上	毎年1回	1,000円	9・10月
子宮がん検診(子宮頸がん)	20歳以上の偶数年齢女性	2年に1回	1,700円	
乳がん検診(マンモグラフィ)	40歳以上の偶数年齢女性	2年に1回	1,500円	H20/1・2月

基本健診は、法律改正により平成20年度から加入健康保険組合での受診となります。

診の実施前月の中旬頃です。昨年度に受診されていない方で今年度受診を希望される方は、健康増進課健康づくり係(☎22217)まで電話でお申込みください。申込締切 5月2日(水)

問合せ先
健康増進課健康づくり係
☎22217

毎月第1土曜日 「下田をきれいにする日」

下田市では「下田市美しいまちづくりを推進する条例」のなかで、毎月第1土曜日を「下田をきれいにする日」と定め、市内クリーンアップ作戦を実施しています。私たちの下田がいつまでもきれいなまちであるように、皆さんのご参加をお待ちしています!

市内クリーンアップ作戦 「みひろいしましょ」

指定する場所に集合し、午前9時から午前10時の1時間、清掃活動を行います。昨年度は、全10回の活動を実施。毎回多くの方にご参加いただきました。

今年度の活動予定場所(上半期分)は次のとおりです。
4月7日(土)
(ペイステージ駐車場集合)
まどが浜海遊公園(武力浜
6月2日(土)
(下田公園駐車場集合)
下田公園(循環道路
7月7日(土)
福浦(ハリスの小径



各自で用意いただくものは、手袋、バケツ等ゴミ拾い用具などです。ごみ収集車両、指定ゴミ袋の用意、傷害保険への加入は市で行ないます。自宅周辺の身近な場所での清掃活動

「下田をきれいにする日」に合わせ、個人・地域・グループで、みなさんの身近な場所の清掃活動をお願いします。

ごみの収集・処分、ごみ袋等の用具の準備は、すべて実施する人が責任を持って行ってください。

●お願い
清掃活動をされる皆さんは、事故やケガのないよう十分に注意して作業にあたってください。
問合せ先
企画財政課 ☎22212